

自転車などの放置の防止に関する条例を制定しました

市では、駅前駐輪場や公園などの公共の場で放置された自転車・原動機付自転車による景観悪化を防ぐため、自転車などの放置の防止に関する条例を制定しました。自転車などが放置されることで良好な都市環境が著しく阻害されるおそれがある区域を、「放置禁止区域」に指定し、同区域内にある放置自転車などは原則、即時撤去の対象となります。その他の公共の場の放置自転車なども、札かけによる注意の後、撤去の対象となります。放置された自転車などは、景観を悪化させるだけでな

く、管理されていない、ごみを捨ててもよい場所だと誤認させ、さらなる景観の悪化を招きます。また、普段利用している形跡がなければ、勝手に使用され、不要になれば乗り捨てられるなど、不法投棄にもつながります。自転車などの利用者は、定められた場所に駐輪し、最後まで責任をもって管理しましょう！

※放置とは…自転車などの利用者や所有者が、その自転車などから離れ、直ちに移動させることができない状態



■放置禁止区域

放置自転車などを発見
市が指定した場所へ撤去

6か月間保管
所有者への返還措置

処分か返還

施行期日